

令和4年度

かながわの情報公開・個人情報保護

運用状況年次報告書

令和5年8月

令和4年度かながわの情報公開・個人情報保護
運用状況年次報告書 目次

情報公開制度

I	情報公開制度の運用状況	
1	行政文書公開請求制度の利用状況 -----	1
2	主な内容 -----	1
3	各実施機関別決定件数 -----	2
4	第三者情報を含む行政文書の決定件数 -----	2
5	請求に対する処理状況 -----	3
6	諾否決定に対する審査請求 -----	4
7	県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について -----	8
II	情報公開審査会の審議状況 -----	9

個人情報保護制度

I	個人情報保護制度の運用状況	
1	個人情報保護制度の利用状況 -----	11
2	自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況	
	(1) 開示請求への決定の件数 -----	11
	(2) 各実施機関別請求件数 -----	12
	(3) 訂正請求の状況 -----	12
	(4) 利用停止請求の状況 -----	12
	(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求 -----	13
3	簡易開示の状況	
	(1) 簡易開示の対象 -----	15
	(2) 簡易開示の開示件数 -----	15
4	問合せ・苦情相談の状況 -----	15
5	実施機関の事務登録の状況 -----	16
6	保有個人情報の目的外利用・提供の状況 -----	18
7	実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況	
	(1) 事故・不祥事の発生状況 -----	20
	(2) 事故・不祥事防止への対応 -----	21

II	個人情報保護審査会の審議状況 -----	22
III	制度の普及啓発活動	
1	県民、事業者への制度周知 -----	24
2	職員への意識啓発 -----	24
情報公開・個人情報保護審議会		
	情報公開・個人情報保護審議会の審議状況	
1	審議会の開催状況 -----	25
2	審議会の主な審議状況 -----	25

※ 個人情報保護制度について、神奈川県個人情報保護条例は令和5年3月31日をもって廃止しましたが、令和4年度の運用状況においては、廃止前の神奈川県個人情報保護条例の運用状況を報告します。

情 報 公 開 制 度

I 情報公開制度の運用状況

1 行政文書公開請求制度の利用状況

請求者数は1,958人（前年度1,968人、前年度比0.5%減）、決定件数（行政文書公開請求に対して決定された文書の件数）は19,442件（前年度17,155件、前年度比13.3%増）でした。決定件数のうち、全部を公開した割合は12.5%、一部を公開した割合は84.8%、非公開とした割合は2.7%となりました（表1）。

（表1）行政文書公開請求制度の利用状況

年度	請求者数 (人)	決定件数 (件)			合計 (件)
		公開	一部公開	非公開	
令和3年度	1,968	1,993 (11.6%)	14,678 (85.6%)	484 (2.8%)	17,155 (100%)
令和4年度	1,958	2,422 (12.5%)	16,495 (84.8%)	525 (2.7%)	19,442 (100%)

（備考1） 令和4年度の非公開525件のうち、183件は全部非公開、323件は文書不存在、19件は存否応答拒否によるものでした。

（備考2） 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は必ずしも100%とはなりません。以下同様とします。

2 主な内容

決定件数の多い主な行政文書は（表2）のとおりでした。

（表2）決定件数の多い行政文書（上位5項目）

令和4年度	令和3年度
① 医療法人の財務関係書類（10,206件）	① 医療法人の財務関係書類（4,589件）
② 風俗営業許可関連文書（1,725件）	② オリンピック・パラリンピック関連文書（2,995件）
③ 県発注工事の設計書等（1,260件）	③ 県発注工事の設計書等（1,260件）
④ 学校法人の財務関係書類（890件）	④ 警察職員の人事に関する文書（1,191件）
⑤ 物件事務報告書等（499件）	⑤ 理美容所・施術所・旅館等営業関連文書（1,025件）

3 各実施機関別決定件数

決定件数を実施機関別にみると、知事の14,300件が最も多く、次いで警察本部長の3,361件となりました（表3）。

（表3）各実施機関別決定件数 （単位：件）

実施機関名	令和4年度	令和3年度	対前年度
知事	14,300	12,822	1,478
公営企業管理者	145	9	136
議会	1	53	△52
教育委員会	797	493	304
人事委員会	57	17	40
監査委員	79	0	79
労働委員会	3	1	2
選挙管理委員会	654	188	466
収用委員会	3	0	3
海区漁業調整委員会	1	0	1
内水面漁場管理委員会	1	0	1
公安委員会	2	4	△2
警察本部長	3,361	3,516	△155
病院機構	27	22	5
産業技術総合研究所	6	0	6
保健福祉大学	5	30	△25
合計	19,442	17,155	2,287

4 第三者情報を含む行政文書の決定件数

実施機関以外の第三者の情報を含む行政文書については、公開・非公開の判断を慎重に行うために、諾否の決定に当たって、当該第三者に対して、意見書を提出する機会を与えることができます。なお、公益上の理由による裁量的公開を行う場合等、一定の場合には、意見書を提出する機会を与えることを義務付けています。

そして、調査を行った第三者から公開に反対の意思が表示され、その意に反して公開する場合はその旨を第三者に通知することとしています。

令和4年度の第三者情報を含む行政文書の決定件数は16,785件で、決定件数全体の86.3%を占めました。このうち、神奈川県情報公開条例（以下「情報公開条例」という。）第12条の規定に基づき、意見書を提出する機会を与えたものは487件、更にそのうち、通知を行ったものは118件でした（表4）。

（表4）第三者情報を含む行政文書の決定件数 （単位：件）

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
第三者情報の件数	4,424	5,316	9,829	14,544	16,785
調査件数	83	500	283	459	487
通知件数	37	393	101	199	118

5 請求に対する処理状況

(表5) 行政文書公開請求に対する処理状況

(単位: 件)

年 度	処 理 状 況							合 計
	公 開	一 部 公 開	非公開 (却下を 含む)	左の件数内数				
				全部 非公開	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	却 下	
昭 和 59年度	359	73	24	24			—	456
60年度	390	86	8	8			—	484
61年度	1,212	70	25	25			—	1,307
62年度	248	121	114	114			—	483
63年度	370	160	236	236			—	766
平 成 元年度	401	58	23	23			—	482
2年度	2,751	214	90	90			—	3,055
3年度	918	191	99	99			—	1,208
4年度	2,956	443	17	17			—	3,416
5年度	906	353	35	35			—	1,294
6年度	965	860	16	16			—	1,841
7年度	848	9,464	180	180			—	10,492
8年度	3,244	2,141	226	226			—	5,611
9年度	3,208	2,983	90	90			—	6,281
10年度	3,936	1,823	64	64			—	5,823
11年度	1,629	1,157	403	403			—	3,189
12年度	2,376	3,927	220	48	163	3	6	6,523
13年度	1,079	3,558	171	12	152	3	4	4,808
14年度	2,086	3,698	473	9	459	3	2	6,257
15年度	2,652	2,260	437	108	318	3	8	5,349
16年度	4,061	2,602	290	48	225	4	13	6,953
17年度	14,296	8,004	446	23	415	5	3	22,746
18年度	11,696	3,557	396	27	364	5	—	15,649
19年度	9,529	10,431	1,153	10	785	356	2	21,113
20年度	10,414	3,707	247	14	231	2	—	14,368
21年度	11,479	3,557	220	10	197	8	5	15,256
22年度	3,268	4,247	180	6	157	11	6	7,695
23年度	2,210	4,546	155	2	139	11	3	6,911
24年度	2,316	3,226	202	8	188	6	—	5,744
25年度	2,845	5,388	330	10	238	4	78	8,563
26年度	2,150	4,136	388	15	358	14	1	6,674
27年度	1,610	5,486	207	9	188	10	—	7,303
28年度	1,869	7,081	301	4	269	17	11	9,251
29年度	2,576	5,721	261	4	245	11	1	8,558
30年度	1,280	4,381	243	7	218	16	2	5,904
令 和 元年度	2,130	5,167	274	5	251	14	4	7,571
2年度	2,150	9,949	283	2	266	11	4	12,382
3年度	1,993	14,678	484	79	390	13	2	17,155
4年度	2,422	16,495	525	183	323	19	—	19,442

(備考) 全部非公開、不存在、存否応答拒否及び却下の件数は、非公開件数の内数です。

6 諾否決定に対する審査請求

令和4年度は、諾否決定に対する審査請求に係る神奈川県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。）への諮問は、16件ありました。

情報公開審査会では「Ⅱ 情報公開審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、前年度までに審査請求があり、審議中であった案件を含め10件について答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが6件、原処分の一部を妥当でないとするものが3件、原処分を不当とするものが1件ありました（表6）。

令和3年度に答申があった案件について、平均審議回数は4.7回、諮問から答申までの平均日数は958.5日でしたが、令和4年度に答申があった案件については、平均審議回数は4.7回、諮問から答申までの平均日数は998日となりました。

（表6）令和4年度 審査請求の処理状況（令和5年3月31日現在） （単位：件）

年度	審 議 状 況			処 理 状 況					
	前年度からの継続審議	当該年度受理（諮問）	情報公開審査会からの答申（※）	情報公開審査会からの答申（※）			取下げ	審議中	
				○	△	×			
令和3年度	49	39	10	6	5	1	0	3	40
令和4年度	56	40	16	10	6	3	1	1	45
対前年度	7	1	6	4	1	2	1	△2	5

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
 - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表7) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和5年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
278	県職員の給与等支払簿一部非公開の件	教育委員会	H16.2.19	H16.3.25	(中断)				
284	県職員の報酬、給与、所得税に関する書類一部非公開の件	知事	H16.5.25	H16.6.2	(中断)				
287	非常勤報酬に関する文書等一部非公開の件	教育委員会	H16.5.17	H16.6.18	(中断)				
785	特定事件に関する警察取扱文書一部非公開の件(その1)	公安委員会	H29.10.17	H30.2.13	R4.4.6	764	○	R4.4.20	答申どおり(棄却)
825	特定事件に関する文書一部非公開の件(その46)	知事	H30.3.25	H30.6.22	(審議中)				
828	特定事件に関する文書一部非公開の件(その47)	知事	H29.10.17	H30.10.19	R5.3.29	771	△		
833	特定事件に関する文書一部非公開の件(その48)	知事	H31.1.17	H31.2.19	(審議中)				
836	特定事件に関する文書一部非公開の件(その49)	知事	H31.2.14	H31.3.22	(審議中)				
838	特定事件に関する文書一部非公開の件(その50)	知事	H31.3.14	H31.4.19	(審議中)				
839	特定事件に関する文書一部非公開の件(その51)	知事	R1.5.16	R1.7.5	(審議中)				
841	特定事件に関する文書一部非公開の件(その52)	知事	R1.6.28	R1.9.9	(審議中)				
843	特定事件に関する文書一部非公開の件(その53)	知事	H30.3.25	R1.10.3	(審議中)				
845	特定事件に関する文書一部非公開の件(その54)	知事	R1.9.28	R1.11.11	(審議中)				
846	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	(審議中)				
847	特定地番の土地の境界に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	H30.3.20	R2.2.3	(審議中)				
850	特定審査会の録音データ等一部非公開の件	知事	R2.1.7	R2.2.25	R4.2.25	763	○	R4.5.6	答申どおり(棄却)
853	がけ崩れに関する起案文書等一部非公開の件	知事	R2.2.20	R2.3.24	R4.4.6	765	×		
854	特定事件に関する文書一部非公開の件(その55)	知事	R2.1.7	R2.4.3	(審議中)				
855	特定事件に関する文書一部非公開の件(その56)	知事	R2.1.15	R2.4.8	(審議中)				
856	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件	知事	R2.1.10	R2.5.7	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
857	特定建築物の工事施工業者等に関する文書非公開の件	知事	R2. 3. 24	R2. 5. 13	R5. 1. 11	767	○	R5. 2. 8	答申どおり(棄却)
858	特定地番の土地に係る図面等一部非公開の件	知事	R2. 1. 10	R2. 6. 2	(審議中)				
859	特定事件に関する文書一部非公開の件(その57)	知事	H31. 2. 8	R2. 7. 16	(審議中)				
860	ハードディスクに関する文書非公開の件	知事	R2. 4. 1	R2. 8. 17	R5. 1. 18	768	○	R5. 2. 1	答申どおり(棄却)
861	顛末報告書等一部非公開の件	知事	R2. 6. 26	R2. 8. 24	R5. 3. 31	773	△		
862	特定建築物に関する文書一部非公開の件	知事	R2. 5. 28	R2. 8. 27	(審議中)				
863	特定診療に係る文書一部非公開の件	病院機構	R2. 4. 30	R2. 8. 28	R5. 3. 28	770	△		
864	道路使用許可申請書一部非公開の件	公安委員会	R2. 7. 7	R2. 9. 2	R5. 3. 31	772	○		
865	特定医師の出勤簿一部非公開の件	病院機構	R2. 5. 28	R2. 9. 30	R5. 2. 15	769	○	R5. 3. 30	答申どおり(棄却)
867	教員採用選考試験選考基準等文書一部非公開の件	教育委員会	R2. 9. 23	R2. 12. 2	(審議中)				
868	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その2)	知事	R2. 9. 26	R3. 1. 12	(審議中)				
870	元警察職員の特定企業への再就職状況に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R2. 12. 3	R3. 2. 25	(審議中)				
871	特定事件に関する文書一部非公開の件(その58)	教育委員会	H29. 4. 30	R3. 4. 23	R4. 10. 11	766	○	R4. 10. 24	答申どおり(棄却)
873	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その3)	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
874	特定地番の土地に係る文書一部非公開の件	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
875	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その4)	知事	R3. 2. 2	R3. 5. 10	(審議中)				
876	海岸法に基づく特定市との協議に係る文書等一部非公開の件	知事	R3. 4. 9	R3. 6. 7	(審議中)				
877	交通事故事件簿一部非公開の件	公安委員会	R3. 5. 4	R3. 6. 24	(審議中)				
878	特定事業に係る担当者会議の議事録等一部非公開の件	知事	R3. 12. 2	R4. 1. 18	(審議中)				
879	公職選挙法違反に関する文書公開拒否(存否応答拒否)の件	公安委員会	R3. 12. 14	R4. 3. 3	(審議中)				
880	職員採用選考に係る文書等一部非公開の件	病院機構	R4. 2. 15	R4. 3. 24	(審議中)				
881	特定会議の議事録等一部非公開の件	病院機構	R4. 2. 15	R4. 4. 14	(審議中)				
882	特定国家賠償請求事件に係る文書一部非公開の件	知事	R4. 2. 15	R4. 4. 14	(審議中)				

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容(※)	裁決年月日	裁決内容
883	特定案件の取扱いに関する文書不存在の件	公安委員会	R4. 3. 2	R4. 4. 14					(審議中)
884	職員採用試験に係る文書一部非公開の件	人事委員会	R4. 3. 12	R4. 5. 25					(審議中)
885	特定業務委託に関する文書一部非公開の件	知事	R4. 4. 21	R4. 6. 9					(審議中)
886	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その5)	知事	R4. 3. 28	R4. 6. 23					(審議中)
887	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その6)	知事	R4. 3. 28	R4. 6. 23					(審議中)
888	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その7)	知事	R4. 6. 24	R4. 8. 29					(審議中)
889	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件	知事	R4. 7. 8	R4. 9. 6					(審議中)
890	県職員退職者向け求人票一部非公開の件	知事	R4. 7. 13	R4. 9. 29					(審議中)
891	特定地番の土地に関する文書公開の件	知事	R4. 8. 8	R4. 10. 7					(審議中)
892	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その8)	知事	R4. 10. 5	R4. 12. 9					(審議中)
893	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その9)	知事	R4. 10. 6	R4. 12. 9					(審議中)
894	特定地番の土地に関する文書一部非公開の件(その10)	知事	R4. 10. 29	R4. 12. 9					(審議中)
895	特定学校のいじめ事案に係る文書非公開(存否応答拒否)の件	教育委員会	R4. 12. 5	R5. 2. 9					(審議中)
896	特定審議会の議事録等一部非公開の件	知事	R4. 12. 20	R5. 2. 15					(審議中)

(備考1) 令和4年度中に諮問された案件、審議中の案件、答申・裁決等がなされた案件及び中断中の案件を記載しています。

(備考2) 諮問第278号、第284号及び第287号については、審査請求人からの申出により審議を中断しています。

7 県主導の第三セクター等及び指定管理者の情報公開について

県が出資等を行う団体は、情報公開条例第 26 条においてその公共性から情報の公開に努めるものとされ、県主導の第三セクター等 30 団体においても、各団体が規程を定めて情報公開制度を運用しています（表 8）。令和 4 年度は、4 団体において、13 件の公開申出に対して決定を行いました（表 9）。

また、指定管理者は、情報公開条例第 27 条において、公の施設の管理を行うことの公共性から情報公開に努めるものとされていますが、令和 4 年度は、1 団体において、1 件の公開申出に対して決定を行いました（表 10）。

（表 8）情報公開制度を実施している県主導の第三セクター等（令和 5 年 3 月 31 日現在）

(株) 湘南国際村協会	(公財) 宮ヶ瀬ダム周辺振興財団
(公財) 神奈川文学振興会	(一財) 神奈川県厚生福利振興会
(公財) 神奈川芸術文化財団	(公財) 神奈川県スポーツ協会
(公財) かながわ国際交流財団	三崎マリン (株)
(公財) 地球環境戦略研究機関	(公財) 神奈川県栽培漁業協会
(公財) かながわ海岸美化財団	(福) 神奈川県社会福祉協議会
(公財) かながわトラストみどり財団	(株) ケイエスピー
(公社) 神奈川県農業公社	(公財) 神奈川県労働福祉協会
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	(一財) あしがら勤労者いこいの村
(公財) かながわ健康財団	(職訓) 神奈川能力開発センター
(公財) 神奈川産業振興センター	(公財) 神奈川県都市整備技術センター
神奈川県道路公社	(公財) 神奈川県公園協会
(公財) 神奈川県下水道公社	(株) 湘南なぎさパーク
神奈川県住宅供給公社	(一財) かながわ水・エネルギーサービス
(公財) 神奈川県暴力追放推進センター	(一財) 神奈川県教育福祉振興会

（表 9）県主導の第三セクター等に対する公開申出の処理状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(福) 神奈川県総合リハビリテーション事業団	1	1	-	-	-
神奈川県道路公社	9	5	4	-	-
(公財) 神奈川県下水道公社	2	2	-	-	-
(公財) 神奈川県公園協会	1	-	1	-	-
合 計	13	8	5	-	-

（表 10）指定管理者に対する公開申出の処理状況（令和 5 年 3 月 31 日現在）（単位：件）

団体名	申出 件数	公開	一部 公開	非公開	延伸中
(福) 清和会	1	1	-	-	-
合 計	1	1	-	-	-

II 情報公開審査会の審議状況

情報公開条例は、「原則公開」の精神に立って解釈、運用がなされており、個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る情報や、公開することにより法人の正当な利益を害するおそれがある情報のように、条例第5条各号に規定する非公開情報のいずれかに該当する情報を除いて、公開しなければならないとされています。

令和4年度中に行政文書の一部又は全部の公開を拒むとの決定をしたものは、併せて17,020件ありました。諾否決定等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求をすることができますが、情報公開条例では、審査請求を受けた審査庁は、情報公開審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の趣旨を定めています。情報公開審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置され、7人以内の委員で構成される知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った諾否決定等に対する審査請求についても、情報公開条例の規定に基づいて審査会に諮問することとなっています。

審査会には、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、その審議手続についても、行政不服審査法の審査請求に準じた方式がとられています。諮問があった場合、情報公開審査会は、情報公開条例第5条各号の非公開情報の適用等について、実施機関の判断が妥当であったかどうかを審議することになりますが、この審議に当たっては、非公開とされた行政文書はもとより、情報公開審査会が必要と認める書類について、当事者に提出を求めた上で、判断を行えるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。このように、情報公開審査会では、非公開とされた情報について具体的な審議を行う必要があるため、情報公開審査会の委員には情報公開条例により守秘義務が課されています。

審査請求件数の増加に対応するため、平成13年度から、原則として部会において調査審議することとし、現在、情報公開審査会に2つの部会を設置しています。令和4年度は部会を17回開催し、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件を調査審議の上、情報公開審査会として10件の答申を行いました。情報公開審査会の開催状況及び審議概要は次のとおりです。

なお、情報公開審査会設置の趣旨に鑑み、情報公開審査会の答申は最大限尊重することとされており、答申のあった審査請求案件について、審査庁はおおむね答申どおりの裁決を行っています。

神奈川県情報公開審査会委員名簿

令和5年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
板垣 勝彦	横浜国立大学大学院教授	
市川 統子	弁護士（神奈川県弁護士会）	
桑原 勇進	上智大学教授	会長職務代理者
田村 達久	早稲田大学教授	会長
遠矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	
堀内 かおる	横浜国立大学教授	
前田 康行	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和3年4月1日～令和5年3月31日

情報公開審査会の開催状況（第一部会）

回数	開催年月日	審議内容
第224回	令和4年7月5日	・諮問第828号について審議した。
第225回	令和4年8月30日	・諮問第828号について審議した。
第226回	令和4年9月27日	・諮問第828号及び第860号について審議した。
第227回	令和4年10月11日	・諮問第828号及び第860号について審議した。
第228回	令和4年11月17日	・諮問第860号及び第865号について審議した。
第229回	令和4年12月15日	・諮問第864号及び第865号について審議した。
第230回	令和5年1月17日	・諮問第863号及び第865号について審議した。
第231回	令和5年2月13日	・諮問第863号及び第864号について審議した。

情報公開審査会の開催状況（第二部会）

回数	開催年月日	審議内容
第217回	令和4年5月6日	・諮問第871号について審議した。
第218回	令和4年7月22日	・諮問第857号及び第871号について審議した。
第219回	令和4年8月26日	・諮問第857号、第861号及び第871号について審議した。
第220回	令和4年10月6日	・諮問第857号及び第861号について審議した。
第221回	令和4年11月28日	・諮問第857号及び第861号について審議した。
第222回	令和4年12月12日	・諮問第861号について審議した。
第223回	令和5年1月27日	・諮問第861号について審議した。
第224回	令和5年2月24日	・諮問第861号について審議した。
第225回	令和5年3月23日	・諮問第861号について審議した。

(備考) 部会の開催回数については、条例等の一部改正に伴い、条例上位置付けられた部会として、第199回全体会以降に開催された部会から改めて第1回と数えています。

個人情報保護制度

I 個人情報保護制度の運用状況

1 個人情報保護制度の利用状況

利用者数は、3,453人（前年度3,210人、前年度比7.5%増）でした（表1）。

（表1）個人情報保護制度の利用状況

年 度	利用者数 (人)	利 用 件 数 (件)					合 計
		自己情報の開示等請求件数					
		開示請求	簡易開示 請 求	訂正請求	利用停止 請 求		
令和3年度	3,210	3,210	1,400	1,808	2	0	3,210
令和4年度	3,453	3,453	1,616	1,832	4	1	3,453

2 自己情報の開示、訂正及び利用停止請求への決定の状況

(1) 開示請求への決定の件数

令和4年度の自己情報の開示請求の件数は1,616件（前年度比15.4%増）でした。

開示請求への決定の件数は、開示が288件（全体の17.8%）、一部開示が1,253件（同77.5%）、不開示（請求された情報が存在しない場合も含む）が75件（同4.6%）となりました（表2）。

（表2）開示請求への決定の件数

（単位：件）

年度	開 示		一 部 開 示		不 開 示		計	
令和3年度	188	(13.4%)	1,161	(82.9%)	51	(3.6%)	1,400	(100%)
令和4年度	288	(17.8%)	1,253	(77.5%)	75	(4.6%)	1,616	(100%)

（備考）令和4年度の開示75件のうち、5件は不開示、59件は不存在、6件は存否応答拒否、5件は適用除外によるものでした。

(2) 各実施機関別請求件数

自己情報の開示請求の件数を実施機関別にみると、警察本部長の1,212件が最も多く、次いで病院機構の194件となりました（表3）。

（表3）年度別各実施機関別内訳

（単位：件）

実施機関名	令和4年度	令和3年度	対前年度
知事	120	106	14
公営企業管理者	63	32	31
議会	0	0	±0
教育委員会	26	22	4
人事委員会	1	1	±0
監査委員	0	0	±0
労働委員会	0	0	±0
選挙管理委員会	0	0	±0
収用委員会	0	0	±0
海区漁業調整委員会	0	0	±0
内水面漁場管理委員会	0	0	±0
公安委員会	0	1	△1
警察本部長	1,212	1,123	89
病院機構	194	114	80
産業技術総合研究所	0	0	±0
保健福祉大学	0	1	△1
合計	1,616	1,400	216

(3) 訂正請求の状況

訂正請求のあった4件の決定状況は、不訂正が1件、却下が3件となっています。

(4) 利用停止請求の状況

利用停止請求のあった1件の決定状況は、利用不停止が1件となっています。

(5) 開示等の諾否決定に対する審査請求

令和4年度は、開示等に対する決定に対する審査請求に係る神奈川県個人情報保護審査会（以下「個人情報保護審査会」という。）への諮問は5件あり、個人情報保護審査会では「Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況」に掲載のとおり審議を行い、3件の答申が出されました。答申の内容は、原処分を妥当とするものが1件、原処分の一部を妥当でないとするものが2件となりました（表4）。

令和3年度に答申があった案件について、平均審議回数は5.6回、諮問から答申までの平均日数は384.4日でしたが、令和4年度に答申があった案件については、平均審議回数は6回、諮問から答申までの平均日数は865.3日となりました。

(表4) 令和4年度 審査請求の処理状況（令和5年3月31日現在）

(単位：件)

年度	件数			処理状況					
	継続審議 件数	当該年度 受理 (諮問)	個人情報保護審査会からの答申（※）			取下げ	審議中		
			○	△	×				
令和3年度	16	10	6	5	4	1	0	0	11
令和4年度	16	11	5	3	1	2	0	0	13
対前年度	±0	1	△1	△2	△3	1	±0	±0	2

- ※ 答申欄に記載した記号は、以下の内容を示します。
- …原処分を妥当とする内容の答申
 - △…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申
 - ×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(表5) 審査請求案件一覧

※ 答申内容欄に記載した記号は、以下の内容を示します。

○…原処分を妥当とする内容の答申

△…原処分の一部を妥当でないとする内容の答申

×…原処分のすべてを妥当でないとする内容の答申

(令和5年3月31日現在)

諮問番号	審査請求案件	受理機関	審査請求年月日	諮問年月日	答申年月日	答申番号	答申内容	裁決年月日	裁決内容
232	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件	知事	H30.2.15	R2.2.3	R4.10.26	224	△	R4.12.22	答申どおり (一部認容)
239	特定地番の土地の境界に関する文書一部不開示の件(その2)	知事	R2.5.1	R2.10.1	R4.10.26	225	○	R4.11.8	答申どおり (棄却)
241	特定職員の異動に関する文書一部不開示の件	知事	R2.10.12	R2.11.17	R5.3.9	226	△		
242	特定病院に係る受診履歴等に関する文書一部不開示の件	病院機構	R2.11.30	R3.2.15					(審議中)
243	特定学校に対する相談に関する書類等開示の件	教育委員会	R2.12.22	R3.3.17					(審議中)
244	措置入院の経緯に関する文書等一部不開示の件	知事	R3.3.2	R3.5.24					(審議中)
245	特定学校に対する相談に関する報告記録等不訂正の件	教育委員会	R3.5.18	R3.6.21					(審議中)
246	特定警察署が作成した写真等不開示の件(その2)	公安委員会	R3.4.9	R3.6.24					(審議中)
247	特定学校の対応に関する文書不存在の件	教育委員会	R3.2.24	R3.7.7					(審議中)
248	特定病院の発出した書面に係る起案文書等開示の件	病院機構	R3.5.25	R3.10.22					(審議中)
249	措置入院に関する診断書等不訂正の件	知事	R3.8.12	R3.10.28					(審議中)
250	警察相談受理票等文書不存在の件	公安委員会	R4.2.3	R4.4.6					(審議中)
251	部活動インストラクターの委嘱に関する文書等一部不開示の件	教育委員会	R4.6.13	R4.8.30					(審議中)
252	特定説明会の記録に係る文書不存在の件	教育委員会	R4.8.19	R4.10.19					(審議中)
253	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示(存否応答拒否)の件(その1)	公安委員会	R4.11.24	R5.2.22					(審議中)
254	特定事案に関する特定警察署作成文書不開示(存否応答拒否)の件(その2)	公安委員会	R4.11.24	R5.2.22					(審議中)

3 簡易開示の状況

(1) 簡易開示の対象

実施機関があらかじめ定めた個人情報とは、口頭で開示を請求し、その場で閲覧することができます。この制度を簡易開示といい、現状では試験結果が対象となっています。

(2) 簡易開示の開示件数

令和4年度の簡易開示の開示件数は、1,832件（前年度比1.3%増）でした（表6）。

請求の多かった試験は、中等教育学校入学者決定（適性検査）が606件、警察官採用試験が503件、技能検定が146件となりました（表7）。

（表6）簡易開示の開示状況（令和5年3月31日現在）

平成2～30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
439,970件	5,216件	2,184件	1,808件	1,832件

（表7）簡易開示の多い個人情報（上位3項目）

令和4年度	令和3年度
①中等教育学校入学者決定（適性検査） （606件）	①中等教育学校入学者決定（適性検査） （683件）
②警察官採用試験（503件）	②警察官採用試験（452件）
③技能検定（146件）	③技能検定（119件）

4 問合せ・苦情相談の状況

個人情報の取扱いに伴う苦情相談や個人情報保護についての問合せに応じるため、情報公開広聴課及び各地域県政総合センター内に個人情報相談窓口を平成2年10月から設置しています。

問合せ等があった場合には、個人情報保護制度の基本的な内容についての説明や、より適切な問合せ先の案内等を行っています。

5 実施機関の事務登録の状況

神奈川県個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）第7条では、県民が自己に関する情報の所在や内容を確認し、積極的に自己の情報に関与することができるように、実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、その事務の名称及び概要等の一定の事項を、個人情報事務登録簿に登録し、一般の縦覧に供さなければならないとされております。

登録の対象となる事務は、個人を検索し得る形で個人情報が記録された行政文書（以下「個人情報記録」という。）を使用して、個人情報を取り扱う事務であり、例外として、県等の職員の個人情報で専ら職務の遂行に関するもの及び一般に入手し得る刊行物等の個人情報記録は登録の対象から除いています。

令和4年度末時点の各実施機関の事務登録の状況は（表8）のとおりです。

令和4年度については、新たな事務の登録が113件、登録事項の変更が397件、事務の登録の廃止が56件あり、実施機関全体の登録事務数は3,914件となりました。

また、講習会の事務において講師の個人情報と受講者の個人情報を取り扱う場合など、一つの事務で複数の個人の種類の個人情報を取り扱う場合は分けて記載する必要がありますが、この個人の類型数は実施機関全体で5,723件であり、一事務あたり、約1.46件の類型数となっています。

登録された事務は、県ホームページで県民の皆さんが自由に見ることができます。

(表8)個人情報取扱事務登録件数一覧(実施機関別・部局別)

(令和5年3月31日現在)

実施機関名	事務数		個人の類型数	
	R 4	R 3	R 4	R 3
知事	2,866	2,813	4,170	4,110
政 策 局	235	232	311	314
総 務 局	130	127	167	165
くらし安全防災局	143	141	186	184
国際文化観光局	92	89	134	127
ス ポ ー ツ 局	60	60	68	68
環 境 農 政 局	482	471	638	626
福祉子どもみらい局	512	507	804	800
健 康 医 療 局	506	491	725	713
産 業 労 働 局	267	256	493	468
県 土 整 備 局	386	387	571	574
会 計 局	19	20	23	24
県政総合センター等	34	32	50	47
議 会	46	46	59	59
公営企業管理者	105	104	122	122
教育委員会	301	306	401	405
選挙管理委員会	20	20	38	38
人事委員会	49	49	62	62
監 査 委 員	30	30	35	34
公安委員会	1	1	1	1
警察本部長	278	280	555	551
労働委員会	29	29	34	34
収用委員会	17	17	21	21
海区漁業調整委員会	20	20	22	22
内水面漁場管理委員会	10	10	12	12
県立病院機構	62	61	83	81
産業技術総合研究所	42	33	64	51
県立保健福祉大学	38	38	44	44
合 計	3,914	3,857	5,723	5,647

6 保有個人情報の目的外利用・提供の状況

個人情報保護条例第9条第1項により、実施機関は、取扱目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）を利用し、又は提供してはならないとされており、例外的に目的外利用・提供ができる場合として、同条第2項各号のいずれかに該当する場合は挙げています。

従前、保有個人情報の目的外利用・提供をした場合には、その旨及びその目的を本人に通知することとしていましたが、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（令和4年4月1日廃止）等においては同様の規定がないことなどから、平成27年3月の条例改正において、係る規定を削除しました。ただし、自分の個人情報がどのように取り扱われているかを県民の皆様が知り得る状態にしておくことは重要であることから、神奈川県個人情報等取扱事務要綱を制定し、毎年度、情報公開広聴課において実施機関における目的外利用・提供の情報をとりまとめて公表することとしました。

令和4年度の目的外利用・提供の状況は（表9）のとおりです。保育士登録者向けアンケート調査を実施するため、本県保育士登録簿に関する15,000人の情報を利用する事例などがありました。

なお、目的外利用・提供ができる場合は個人情報保護条例第9条第2項各号に列挙していますが、第1号（法令の規定に基づく利用・提供）、第2号（本人の同意に基づく利用・提供）及び第4号（出版・報道等により公にされているものを利用・提供）に基づく目的外利用・提供については、神奈川県個人情報等取扱事務要綱等の規定により、情報公開広聴課長への報告の対象外としています。

(表9) 保有個人情報の目的外利用・提供件数一覧(利用・提供別(全実施機関の合計))

	目的外利用・提供に係る 県個人情報保護条例 根拠条項	件数(件)	目的外利用・提供に係る本人の数(人)
実施機関内で目的外利用	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)	276	20,247
	第9条第2項第5号(事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		794
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため利用)	1	
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため利用)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	14	1,344
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	6	21
他の実施機関へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)	680	680
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	2	354
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	79	170
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
独立行政法人等へ提供	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)	32	636
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
他の地方公共団体へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
地方独立行政法人へ提供	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)		
	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)		
	第9条第2項第3号(個人の生命、身体又は財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要)		
	第9条第2項第5号(提供先が事務又は事業の遂行上必要な限度で、相当な理由があり利用)		
	第9条第2項第6号(専ら統計の作成又は学術研究の目的のため提供)		
	第9条第2項第7号(明らかに本人の利益になるため提供)	20	24
上記以外の個人又は団体へ提供	第9条第2項第8号(犯罪の予防、鎮圧及び捜査等のため提供)		
	第9条第2項第9号(県情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、相当な理由があり提供)	2,144	3,330

7 実施機関における個人情報に係る事故・不祥事の状況

(1) 事故・不祥事の発生状況

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）が平成27年10月5日に施行され、地方公共団体は、個人番号を含む情報の適正な取扱いの確保に組織として取り組むための規定を整備するよう、国の特定個人情報保護委員会（現在は、個人情報保護委員会）が示したガイドラインにおいて求められました。

そこで、個人番号を含む情報を厳格に取り扱うとともに、それ以外の個人情報についてもより一層適正な取扱いを推進するため、個人情報保護に関する包括的な規程として、「神奈川県個人情報等取扱事務要綱」を平成27年11月に制定し、平成28年1月1日から施行しています（実施機関ごとに要綱を制定。公安委員会及び警察本部長については別途の対応）。

令和4年度の個人情報に係る事故・不祥事の発生状況は（表10）から（表14）のとおりです。

（表10）事故等の実施機関別の件数

R4	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター				計
件数		2	5	0	2	0	3	4	7	2	1	0	0	26	1	21	48
R3	実施機関	知事												公営企業管理者	教育委員会	合計	
		政策局	総務局	くらし安全防災局	国際文化観光局	スポーツ局	環境農政局	福祉子どもみらい局	健康医療局	産業労働局	県土整備局	会計局	地域県政総合センター				計
件数		2	0	1	0	0	0	6	12	3	4	0	2	30	0	24	54

（表11）事故等の類型別の件数（※複数該当あり）

	誤送付・誤送信	誤交付	誤廃棄	紛失	盗難	その他	合計
件数	22	9	0	9	0	9	49

(表12) 事故等の対象となった個人情報の種類別の件数

	1～5人	6～49人	50～99人	100人以上	合計
県民のみに係る情報	35	8	1	1	45
職員等のみに係る情報	1	-	-	-	1
県民・職員に係る情報	1	-	-	-	1
合計	37	8	1	1	47

※ 県を含む多くの自治体を利用する電子申請システムの運営事業を受託する事業者による、パソコンのウィルス感染による個人情報流出事案1件について、本県のみの影響件数が不明のため、上記の表には集計していません。

(表13) 事故等の違反事項別の件数（※複数該当あり）

違反事項	件数
安全性の確保措置	37
受託事業者の安全性の確保措置	8
その他	4
合計	49

(表14) 事故等の対応状況別の件数

対応状況	件数
本人等への情報提供	41
個人情報の回収	20
再発防止策	48

(2) 事故・不祥事防止への対応

県では、県機関が主催する職員研修、庁内イントラネットへの「個人情報の取扱いにおけるヒヤリハット事例集」や研修資料の掲載などにより、職員の事故防止に対する意識啓発を図っています。

Ⅱ 個人情報保護審査会の審議状況

個人情報保護条例は、第18条第1項で自己を本人とする保有個人情報の開示を請求する権利を保障し、実施機関には原則として開示を義務づけています。しかし、請求者以外の個人に関する情報であって、請求者以外の特定の個人を識別することができる情報など、第20条各号に規定する不開示情報に該当すると認められる場合等は、不開示の決定をすることになります。また、第27条第1項で自己を本人とする保有個人情報の訂正を請求する権利を、第34条第1項で自己を本人とする保有個人情報の利用停止を請求する権利を保障していますが、これらについても調査の結果によっては、不訂正又は利用不停止の決定をすることがあります。

不開示、不訂正又は利用不停止の処分等に対しては、行政不服審査法の規定に基づく審査請求を行うことができますが、個人情報保護条例では、審査請求を受けた審査庁は、個人情報保護審査会の審議を経てから裁決を行わなければならない旨の手続を定めています。個人情報保護審査会は、附属機関の設置に関する条例によって設置された知事の附属機関ですが、知事以外の実施機関が行った上記処分等に対する審査請求についても、個人情報保護条例の規定に基づいて個人情報保護審査会に諮問することになっています。

諮問を受けた個人情報保護審査会は、第20条各号に規定する不開示情報等、不訂正又は利用不停止についての実施機関の判断が妥当であったかどうかを審議することになります。この審議に当たっては、不開示等とされた情報が記録されている行政文書はもとより、個人情報保護審査会が必要と認める書類については実施機関その他の関係者に提出を求めて判断ができるようになっています。さらに、当事者から口頭による意見や説明を求めることもできます。不開示等とされた情報について、こうした具体的な審議を行う必要があるため、個人情報保護審査会の委員には個人情報保護条例により守秘義務が課されています。また、個人情報保護審査会には、行政不服審査法の趣旨からも、第三者的な立場からの公正な審議が特に期待されており、審議手続についても同法の審査請求に準じた方式がとられています。

令和4年度中に、審査会は10回開催され、前年度からの継続案件と新たに諮問を受けた審査請求案件の審議をし、3件の答申を行いました。その開催状況及び審議案件の概要は、次のとおりです。

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

令和5年3月31日現在（50音順）

氏名	現職	備考
嘉藤 亮	神奈川県大学教授	
金井 恵里可	文教大学教授	
金子 匡良	法政大学教授	会長職務代理者
高橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会長
中 嶋 慶子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日

個人情報保護審査会の開催状況

回数	開催年月日	審議内容
第322回	令和4年6月20日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第323回	令和4年7月21日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第324回	令和4年8月23日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第325回	令和4年9月14日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第326回	令和4年9月29日	・諮問第232号、第239号について審議した。
第327回	令和4年10月27日	・諮問第241号について審議した。
第328回	令和4年12月8日	・諮問第241号について審議した。
第329回	令和5年1月23日	・諮問第241号及び第243号について審議した。
第330回	令和5年2月20日	・諮問第241号及び第243号について審議した。
第331回	令和5年3月20日	・諮問第243号、第244号及び第245号について審議した。

Ⅲ 制度の普及啓発活動

1 県民、事業者への制度周知

情報通信技術の発展や事業活動のグローバル化等の急速な環境の変化等を踏まえ、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）が改正され、平成29年5月30日から全面施行されました。

改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない事業者（NPO法人、自治会、同窓会なども含まれます。）は適用対象外となっていました。法改正によりこの規定は廃止され、すべての事業者に個人情報保護法が適用されることになりました。

こうしたことから、県では、県民の皆さんに、個人情報保護制度の正しい理解を促すため、県のホームページでの制度紹介を行っています。また、事業者に対しては、個人情報保護委員会の相談窓口や研修事業を案内しています。

2 職員への意識啓発

個人情報保護制度の円滑な実施と統一的な運用を図るとともに、職員による個人情報に係る事故を防止するため、職員一人ひとりが、個人情報の適正な取扱いを理解する必要がありますので、職員キャリア開発支援センター主催の新規採用職員研修、交流職員研修、新任主幹級職員研修において、個人情報保護についての研修を実施しました。

更に、庁内の関係所属に対して、事業者に対する報告の徴収等の事務を実施する際の流れ等について、周知しました。

また、令和3年の個人情報保護法の改正に伴う個人情報保護制度の変更（令和5年4月から適用）について、全所属に対して、研修動画の配信等により周知しました。

情報公開・個人情報保護審議会

情報公開・個人情報保護審議会の審議状況

情報公開制度の改善等について意見を聴く附属機関として情報公開運営審議会が、県機関における個人情報の例外的な取扱いや個人情報保護制度の改善等について意見を聴く附属機関として個人情報保護審議会が設置されていましたが、両審議会を統合して情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）が設置されました。委員の任期は2年であり、令和4年4月に第7期（令和4年4月1日～令和6年3月31日）が発足しました。

令和4年度は、審議会が4回開催され、主に個人情報保護制度等の見直しについて審議を行いました。

1 審議会の開催状況

会 議	期 日	審 議 の 内 容
第 6 2 回 全 体 会	令和4年 4月25日（月）	1 会長及び副会長の選出について 2 情報公開・個人情報保護審議会の運営について 3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について 4 個人情報取扱事務の登録等について 5 個人情報保護制度等の見直しについて
第 6 3 回 全 体 会	令和4年 5月30日（月）	1 住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策の措置状況及び遵守状況について 2 学校と警察との情報連携制度の運用状況について 3 個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託にあたり講ずべき措置について 4 個人情報取扱事務の登録等について 5 個人情報保護制度の見直しについて
第 6 4 回 全 体 会	令和4年 9月22日（木）	1 令和3年度特定個人情報保護評価の実施状況について 2 令和3年度情報公開制度・個人情報保護制度の運用状況について 3 個人情報取扱事務の登録等について 4 個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について
第 6 5 回 全 体 会	令和5年 3月30日（木）	1 特定個人情報保護評価書に係る報告について 2 個人情報取扱事務の登録等について 3 個人情報保護制度等の見直しについて

2 審議会の主な審議状況

<個人情報保護制度等の見直しに係る諮問に関する審議状況>

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による改正後の個人情報保護法の規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規定については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されることとなり（後日、施行期日は令和5年4月1日とされた。）、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じました。

また、これに伴い、本県の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために、所要の対応を講ずる必要が生じました。

令和3年11月18日付け情公第2342号で知事から諮問された「個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度における対応」について、第57回審議会（令和3年11月29日）から第63回審議会（令和4年5月30日）において審議しました。（なお、第57回から第61回審議会については令和3年度。）

審議の結果、令和4年5月30日に答申（第71号）されました。

その後、第64回審議会では個人情報保護制度改正に伴う条例改正等の方向性について、第65回審議会では個人情報保護制度等の見直しについて、それぞれ報告されました。

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

（50音順、令和5年3月31日現在）

氏名	現職	備考
天野 晴子	日本女子大学 家政学部家政経済学科 教授	
伊部 智隆	神奈川県社会福祉協議会	
柏尾 安希子	神奈川新聞社 文化部兼論説委員	
小向 太郎	中央大学 国際情報学部 教授	
寺田 麻佑	一橋大学 ソーシャル・データサイエンス教育研究推進センター 教授	
友岡 史仁	日本大学 法学部経営法学科 教授	
鳥越 真理子	NRIセキュアテクノロジーズ株式会社	
人見 剛	早稲田大学大学院 法務研究科 教授	会長
森田 明	弁護士（神奈川県弁護士会）	
湯淺 壘道	明治大学公共政策大学院 ガバナンス研究科 教授	副会長

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

